

厚生常任委員会 資料

令和2年12月3日（木）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

- I 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号） …… 1

【 特別議案 】

- I 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について …… 7
（宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター）
- II 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について …… 11
（ 県 立 視 覚 障 害 者 セ ン タ ー ）
- III 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について …… 15
（ 県 立 聴 覚 障 害 者 セ ン タ ー ）

【 その他報告事項 】

- I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について …… 19
- II 今年度策定・改定を予定している計画について
- 第4期宮崎県地域福祉支援計画の素案について …… 40
 - 第4期宮崎県自殺対策行動計画の素案について …… 41
 - 宮崎県高齢者保健福祉計画の素案について …… 44
 - 第6期宮崎県障がい福祉計画等の素案について …… 45
 - 第3次宮崎県動物愛護管理推進計画の素案について …… 46

【予算議案】

I 議案第1号

令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和2年度		
		現計予算額	11月補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	22,490,091	910,815	23,400,906
	指導監査・援護課	175,607	0	175,607
	医療業務課	13,020,980	151,284	13,172,264
	国民健康保険課	29,543,168	0	29,543,168
	長寿介護課	22,444,444	0	22,444,444
	障がい福祉課	17,569,763	1,422	17,571,185
	衛生管理課	1,641,547	0	1,641,547
	健康増進課	9,175,567	6,245,466	15,421,033
	こども政策課	19,228,122	0	19,228,122
	こども家庭課	6,142,801	0	6,142,801
	小計	141,432,090	7,308,987	148,741,077
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,625,117	0	117,625,117
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	315,647	0	315,647
	小計	117,940,764	0	117,940,764
福祉保健部 合計		259,372,854	7,308,987	266,681,841

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

		I. 感染拡大防止策と医療体制の整備	II. 雇用維持・人材育成と事業継続のための支援(セーフティネット)	III. みやぎの成長へつなげる取組
令和元年度	3月補正		生活福祉資金拡充 等 3月補正 3億3,769万8千円	
	4月補正	帰国者・接触者相談センター運営 PCR検査体制強化 病床・宿泊施設確保 医療従事者支援 マスク供給 等	生活福祉資金拡充 介護サービス継続支援 介護ロボット導入 等 4月補正 38億5,662万1千円	
令和2年度	5月専決	「新しい生活様式」普及・定着 等 5月専決 2,312万6千円		
	6月補正	新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金 院内感染防止対策 PCR検査体制強化 等	生活困窮者自立相談支援体制強化 ひとり親世帯臨時特別給付金 6月補正追加 123億316万9千円	
	7月補正	介護・障害福祉サービス事業所等感染症対策支援 こども療育センター整備 病床確保のための支援 医療従事者へ支払う特別手当支援 等	生活福祉資金拡充 妊産婦寄り添い支援 等 7月補正 85億1,065万3千円	看護学生等の教育体制支援 宮崎県立看護大学感染症対策強化支援 等
	7・8月専決	休業要請等に伴う協力金等の支援 7・8月専決 10億9,302万9千円		
	9月補正	衛生環境研究所等の感染症対策整備 救急医療機関等感染防止対策増額 青少年自然の家感染症対策整備 PCR検査体制強化 等 新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金 9月補正 26億2,570万7千円		
	11月補正	感染拡大防止策と医療体制の更なる強化 衛生環境研究所等感染症対策整備事業 (170,815千円) 保険薬局従事者慰労金交付事業 (151,284千円) 新型コロナウイルス緊急対策事業 (6,167,210千円) ・保険適用検査の公費負担 (116,189千円) ・PCR検査機器の購入支援 (64,000千円) ・病床確保のための支援 (5,816,137千円) ・保健所活動費等 (10,260千円) ・医療従事者へ支払う特別手当支援 (160,624千円)	暮らしへの緊急的な支援 生活福祉資金貸付金 (740,000千円) 聴覚障がい者意思疎通支援事業 (1,422千円) 11月補正 72億3,073万1千円	

⑨ 保険薬局従事者慰労金交付事業

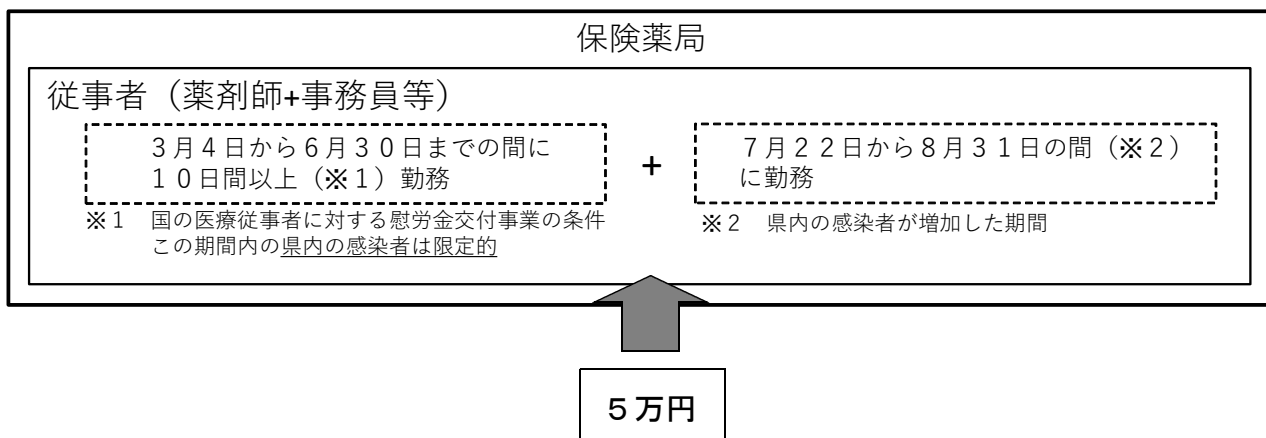
医療薬務課薬務対策室

1 目的・背景

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、重症化リスクの高い患者等に接しながら服薬指導や投薬補助等を行った保険薬局従事者に慰労金を支給する。

2 事業概要

県内で初めて新型コロナの感染が確認された3月4日から6月30日までに10日間以上、かつ県内で感染者が増加した7月22日から8月31日の間に保険薬局に勤務し、それぞれの期間において患者と接した従事者に対して5万円を支給する。



3 事業費

151,284千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	151,284

※一般財源：臨時交付金

4 事業効果

慰労金を支給することで、地域で求められる医療を継続して提供する従事者へ感謝の意を表するとともに、従事者の士気向上や薬局業務の維持を図る。

⑧ 周産期医療ネットワーク運営支援事業

健康増進課

1 目的・背景

二次・三次の産科医療機関にあたる周産期母子医療センターの専門医等が、一次産科医療機関等の胎児心拍数モニタリングを行うために整備した周産期医療ネットワークシステムの運営を支援することにより、周産期医療体制の充実・促進を図る。

2 事業概要

周産期医療ネットワークシステムの運営を担う産科医療機関に対し、運営費の補助を行う。

3 事業費

78,256千円

(財源内訳)

国庫支出金	その他	一般財源
78,256	0	0

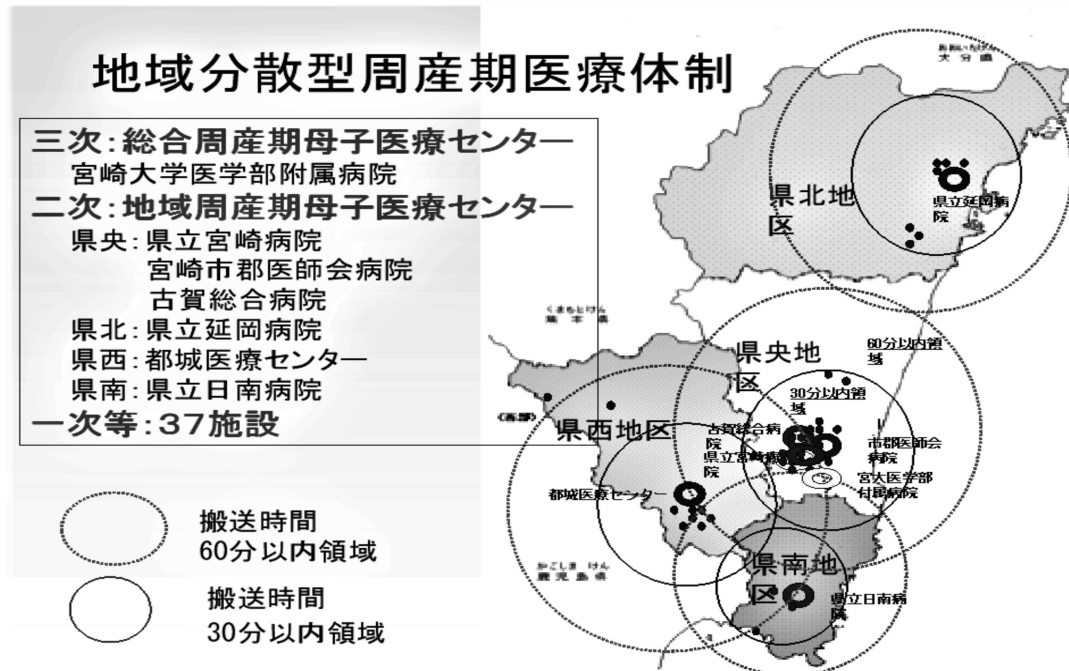
4 事業効果

本事業により、一次医療機関等のスタッフが安心して分娩に対応できるとともに、県内各地の産科医療機関での分娩異常を早期に発見することで、脳障がい発症等の抑制及び周産期死亡率の低下に寄与し、もって県全体の安心・安全なお産のできる体制づくりに資する。

【参考】

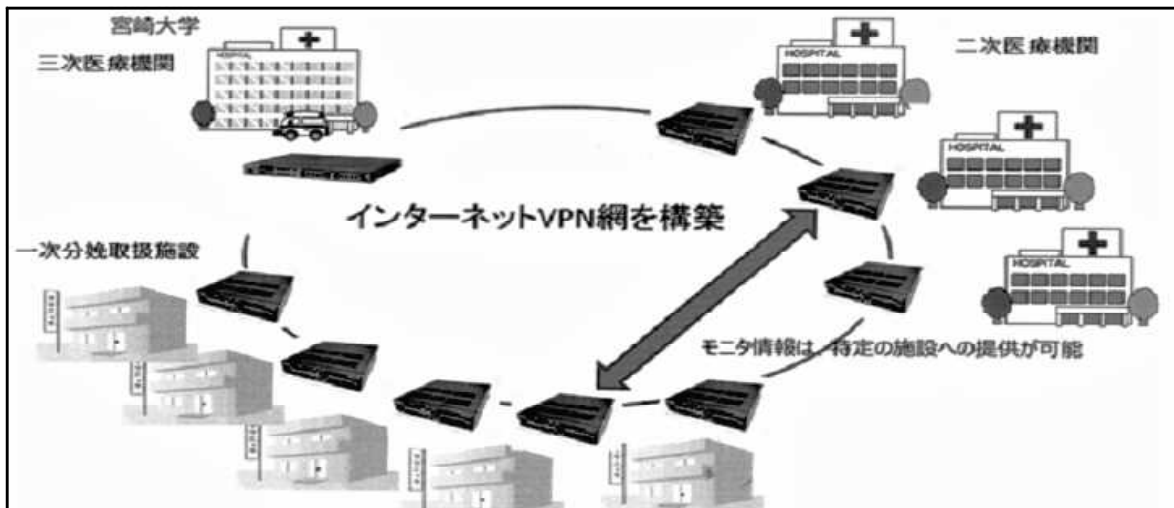
1 本県の周産期医療体制について

- ・ 周産期医療圏を県北・県央・県西・県南の4つのブロックに分けて、ブロック毎に周産期医療に対応できる体制づくりを推進。
- ・ 宮崎大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターとして指定、また、地域において中核的な役割を担っている6病院を地域周産期母子医療センターとして認定。
- ・ 各周産期医療圏毎に一次医療機関等と二次医療機関に相当する地域周産期母子医療センターとが連携し、更に高度な対応が必要な症例は、三次医療機関に相当する総合周産期母子医療センターに搬送する体制を構築。



2 周産期医療ネットワークシステムについて

分娩監視装置（胎児心拍数モニタリングシステム）を県内の産科医療機関に整備し、インターネットVPN網を構築し、ネットワーク化したもの。一次医療機関等の胎児心拍数モニターを共同監視し、異常の早期発見と適切な助言を行う。



【特別議案】

I 議案第16号

公の施設の指定管理者の指定 (宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター)

福祉保健課
こども家庭課

1 施設の概要

施設名 (所管課)	設置目的	現指定管理者
宮崎県福祉総合センター (福祉保健課)	児童福祉法第40条の 児童厚生施設、社会福 祉関係者の研修施設及 び民間社会福祉活動の 増進を図るための施設	(株)文化コー ポレーション
県立母子・父子福祉セン ター (こども家庭課)	母子及び父子並びに寡 婦福祉法第39条に規 定する母子・父子福祉 センター	

現指定期間は、平成30年4月1日～令和3年3月31日 (3年間)

2 次期指定管理候補者

株式会社文化コーポレーション 代表取締役 齊藤総一郎
宮崎市生目台西3丁目4番地2
資本金：1,000万円
従業員数：1,292名 ※令和2年7月末現在
事業内容：指定管理者業務、施設管理業務、清掃管理業務等

3 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日 (3年間)

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 株式会社文化コーポレーション

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	米村 敦子（宮崎大学教育学部特別教授）
委員	糸山 秀彦（税理士） 中村 久美子（点訳・音訳友の会会長） 齊藤 勝子（宮崎県手話サークル連絡協議会会長） 興梠 寛治（宮崎県社会福祉協議会事務局長）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応 平等な利用の確保に関する提案	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組等施設の効用を最大限に発揮できる提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲	

	施設等の維持管理の適格性 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等	
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） 職員の能力育成（研修体制） 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） 過去の類似事業の実績、評価 事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性 個人情報保護、情報公開への対応 火災や地震災害の場合の対応、不審人物の対応、児童交通遊園の遊具事故の対応、レジオネラ属菌が検出された場合などの安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	40
地域への貢献等	環境保全、環境に配慮した施設管理 育児休業制度、介護休暇などの配慮 障がい者等の就労支援への対応	10
合 計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

株式会社文化コーポレーション：434点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

株式会社文化コーポレーション：82点

③ 選定理由

- ・書類審査の結果、募集要領に示した資格要件を満たしていたこと。

- ・指定管理候補者選定委員会の審査の結果、最低基準点を満たしたこと。
- ・指定管理候補者選定会議における確認の結果、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認したこと。
- ・宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。
- ・事業計画において、施設利用上有効な提案がなされていること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	指定期間(3年)計
指定管理料 提案額	54,650	54,950	55,250	164,850
基準価格 (提案額との差)	55,292 (-642)	55,292 (-342)	55,292 (-42)	165,876 (-1,026)
今期の指定管理料 (提案額との差)	H30年度 52,090 (+2,560)	R 1 年度 53,356 (+1,594)	R 2 年度 53,666 (+1,584)	159,112 (+5,738)

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収 入 (a)	54,854	55,154	55,454
指定管理料	54,650	54,950	55,250
雑収入	204	204	204
支 出 (b)	54,552	54,937	55,292
人件費	11,110	11,175	11,240
水道光熱費	12,820	12,820	12,820
委託費	19,866	20,154	20,409
その他	10,756	10,788	10,823
収支差額 (a-b)	302	217	162

(3) 県民サービスの向上等

- ・施設利用者アンケートの実施等により、利用者ニーズを正確に把握し、苦情・要望等の課題に迅速に対応し、その結果を施設内掲示やホームページ等で利用者にわかりやすく情報を発信・公開すること。
- ・昨今の生活環境やライフスタイルの変化により希薄化した人間関係や低下したコミュニケーション能力、集団生活への不適應や孤独感、離転職の繰返しといった様々な問題を少しでも解決するため、「心の健康応援事業（セミナー等）」を企画すること。＜新規＞
- ・本社で保管している、宮崎県美術海外留学賞受賞者の作品を、施設内で展示すること。＜新規＞

II 議案第17号

公の施設の指定管理者の指定（県立視覚障害者センター）

障がい福祉課

1 施設の概要

- 施設名 県立視覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条(昭和24年法律第283号)に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧事業を主たる業務として行い、併せて点訳・朗読奉仕員等の養成・指導、点字図書等の奨励及び視覚障がい者等に対する相談事業を実施することにより、視覚障がい者の福祉に資することを目的としている。
- 現指定管理者 (公財) 宮崎県視覚障害者福祉協会
- 現指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日(3年間)

2 次期指定管理候補者

公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会 理事長 小島義久
宮崎市江平西二丁目1番20号

3 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 応募者 公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局)及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	米村 敦子 (宮崎大学教育学部特別教授)
委員	糸山 秀彦 (税理士)
	中村 久美子 (点訳音訳友の会会長)
	齊藤 勝子 (宮崎県手話サークル連絡協議会会長)
	興梠 寛治 (宮崎県社会福祉協議会事務局長)

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長 (福祉担当)
委員	こども政策局長
	福祉保健課長
	障がい福祉課長
	こども家庭課長
	行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
施設利用者の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	平等な利用の確保に関する提案等	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組みなど施設の効用を最大限に発揮できる提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
事業計画を着実に実施するための管理運	必要な体制の確保 (適正な組織、人員配置、責任体制)	

営能力	職員の能力育成（研修体制）	40
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性	
	過去の類似事業の実績、評価	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	
地域への貢献等	環境保全、環境に配慮した施設管理	10
	育児休業制度、介護休暇などの配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合 計		100

（3）審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会：423点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会：85点

③ 選定理由

- ・ 書類審査の結果、募集要領に示した資格要件を満たしていたこと。
- ・ 指定管理候補者選定委員会による審査の結果、最低基準点を満たしたこと。
- ・ 指定管理候補者選定会議における確認結果、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認したこと。
- ・ 県立視覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。
- ・ その専門性や経験を活かし、多様化する利用者ニーズに対応した事業計画が提案されていること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

[単位：千円]

項目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	指定期間 (3 年間)
指定管理料 提案額	26,835	26,835	26,835	80,505
基準価格 (提案額との差額)	26,835 (0)	26,835 (0)	26,835 (0)	80,505 (0)
今期の指定管理料 (提案額との差額)	H 3 0 年度 25,556 (1,279)	R 元年度 26,029 (806)	R 2 年度 26,029 (806)	77,614 (2,891)

(2) 収支計画

[単位：千円]

内容	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収入 (a)	26,925	26,925	26,925
指定管理料	26,835	26,835	26,835
諸収入	90	90	90
支出 (b)	26,925	26,925	26,925
人件費	22,334	23,060	22,818
水道光熱費	1,190	1,190	1,190
委託費	142	142	142
その他	3,259	2,533	2,775
収支差額 (a - b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等

- ・ 視覚障がい者団体活動を通じて多様化する利用者のニーズの把握に努め、視覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。
- ・ 広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。

Ⅲ 議案第18号

公の施設の指定管理者の指定（県立聴覚障害者センター）

障がい福祉課

1 施設の概要

- 施設名 県立聴覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条(昭和24年法律第283号)に基づき設置されたもので、聴覚障がい者用字幕(手話)入りDVD等の製作及び貸出事業を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障がい者に対する相談事業を実施することにより、聴覚障がい者の福祉に資することを目的としている。
- 現指定管理者 (社福)宮崎県聴覚障害者協会
- 指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日(3年間)

2 次期指定管理候補者

社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会 理事長 松浦邦晴
宮崎市江平西二丁目1番20号

3 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 応募者 社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局)及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	米村 敦子 (宮崎大学教育学部特別教授)
委員	糸山 秀彦 (税理士)
	中村 久美子 (点訳音訳友の会会長)
	齊藤 勝子 (宮崎県手話サークル連絡協議会会長)
	興梠 寛治 (宮崎県社会福祉協議会事務局長)

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長 (福祉担当)
委員	こども政策局長
	福祉保健課長
	障がい福祉課長
	こども家庭課長
	行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
施設利用者の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	平等な利用の確保に関する提案等	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組みなど施設の効用を最大限に発揮できる提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
事業計画を着実に実施するための管理運	必要な体制の確保 (適正な組織、人員配置、責任体制)	

営能力	職員の能力育成（研修体制）	40
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性	
	過去の類似事業の実績、評価	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	
地域への貢献等	環境保全、環境に配慮した施設管理	10
	育児休業制度、介護休暇などの配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合 計		100

（3）審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会：428点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会：86点

③ 選定理由

- ・書類審査の結果、募集要領に示した資格要件を満たしていたこと。
- ・指定管理候補者選定委員会による審査の結果、最低基準点を満たしたこと。
- ・指定管理候補者選定会議における確認結果、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認したこと。
- ・県立聴覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。
- ・その専門性や経験を活かし、多様化する利用者ニーズに対応した事業計画が提案されていること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

[単位：千円]

項目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	指定期間 (3 年間)
指定管理料 提案額	26,391	26,391	26,391	79,173
基準価格 (提案額との差額)	26,391 (0)	26,391 (0)	26,391 (0)	79,173 (0)
今期の指定管理料 (提案額との差額)	H 3 0 年度 25,462 (929)	R 元年度 25,934 (457)	R 2 年度 25,933 (458)	77,329 (1,844)

(2) 収支計画

[単位：千円]

内容	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収入 (a)	26,392	26,392	26,392
指定管理料	26,391	26,391	26,391
諸収入	1	1	1
支出 (b)	26,392	26,392	26,392
人件費	22,844	22,961	23,077
水道光熱費	980	980	980
委託費	65	65	65
その他	2,503	2,386	2,270
収支差額 (a - b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等

- ・ 聴覚障がい者団体活動を通じて多様化する利用者のニーズの把握に努め、聴覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供行う。
- ・ 広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。

【その他報告事項】

I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

国及び本県の主な対応状況

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
1月	国が新型コロナウイルス 感染症対策本部を設置		
30			
31	WHOが「緊急事態宣 言」		
2月			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
3			
5			
13	国が緊急対応策を公表		
21			<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス 感染症対策の基本方針を 公表		
28	内閣総理大臣が小中高等 学校等における全国一斉 臨時休業を要請		<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第2回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
3			
4			
10	国が緊急対応策（第2 弾）を公表		
13	国が新型インフルエンザ 等対策特別措置法を改正		<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第4回）の開催 （国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出 （手洗い、咳エチケット、3密を避けるよう要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）
16			<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出
17		2～3例目	
19	国の専門家会議が「状況 分析・提言」を公表		
23			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第5回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
24	文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第6回）の開催 ・1日のPCR検査可能数が96件に増加（県72件+宮崎市24件） ・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出
27			<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)
28	国が基本的対処方針を公表		
4月	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		<ul style="list-style-type: none"> ・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起（県庁HP掲載）
1			
2			<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出（4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請）
3		4～7例目	
4		8例目	
5		9～10例目	
6		11例目	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置 ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を发出
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令 ・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定 	12例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出（緊急事態宣言対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請）
8		13～16例目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第7回）の開催（宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保） ・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載（対象地域への往来自粛等） ・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置
11	<ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的対処方針を変更（宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請） 	17例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出（繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		
17			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第8回）の開催 ・知事メッセージ発出 （緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等） ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出
24			<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請 ・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催
27			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第9回）の開催
30			<ul style="list-style-type: none"> ・4月臨時議会にて補正予算議決 （PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、軽症者宿泊施設確保、医療資機材の整備等）
5月 4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5/31まで延長を決定		<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第10回）の開催 （休業要請を5/10まで延長することを決定）
11			<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第11回）の開催 （緊急事態宣言解除を受けた対応について決定） ・知事メッセージ発出（緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等） ・宮崎市保健所の1日のPCR検査可能件数が48件（従来は24件）となり、全体で120件に増加
15			<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分（「新しい生活様式」普及・定着事業等）
21	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から関西地方2府1県を解除		
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道県を解除し、全都道府県での宣言解除を決定		

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
26			<ul style="list-style-type: none"> 本部会議（第12回）の開催 （全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定） 県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が120件（従来は72件）となり、全体で168件に増加
27			<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出（緊急事態宣言の全面解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）
6月			
1			<ul style="list-style-type: none"> 都城健康サービスセンターで保険診療により14件のPCR検査が可能になり、全体で182件に増加
3			<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出 （経済対応方針、6月補正予算案）
5			<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策協議会（第3回）の開催 （入院医療体制、これまでの対応の評価及び課題・今後の論点、新型コロナへの警戒の仕組みに関する取組）
17			<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出 （イベント開催・外出自粛緩和について）
24			<ul style="list-style-type: none"> 6月議会にて補正予算議決（新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金、院内感染防止対策等）
7月	国が新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置		
3			<ul style="list-style-type: none"> 本部会議（第13回）の開催 （警報レベルの新設について）
5		18例目	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県、東京都等を感染流行地域として表示 85日ぶりに感染者を確認
10			<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策協議会（第4回）の開催 （新型コロナ対策協議会の委員の変更、今後を見据えた新型コロナの医療提供体制整備等）
12		19～20例目	
14			<ul style="list-style-type: none"> 本部会議（第14回）の開催 （今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について）
16			<ul style="list-style-type: none"> 関西2府4県を感染注意地域として表示
22		21～23例目	<ul style="list-style-type: none"> 7月臨時議会にて補正予算議決（介護・障がい福祉サービス事業所等感染対策支援、医療従事者への特別手当支援等）
23～24		24～36例目	

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
25		37～62例目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議(第15回)の開催 (高鍋町におけるクラスター認定、警報レベルを2に引き上げ) ・愛知県、岐阜県、三重県を感染流行地域として表示 ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(7月25日時点)」通知を发出(西都・児湯圏域の県立学校における対応を通知)
26		63～67例目	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第5回)の開催 ・本部会議(第16回)の開催 警戒レベルを3に引き上げ(感染拡大緊急警報の発令、県の対策パッケージ決定)
27		68～85例目	<ul style="list-style-type: none"> ・西都市・児湯郡圏域の接待を伴う飲食店に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請(7/28~8/16)
28		86～104例目	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大緊急警報発令中のチラシを空港等で到着者全員に配布開始
29		105～121例目	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分(休業要請等に伴う協力金等の支援)
30		122～141例目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議(第17回)の開催 (県内全域の休業要請等、「新型コロナウイルス対策特命チーム」の設置) ・接待を伴う飲食店に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請(8/1~8/16) ・県境をまたぐ不要不急の往来自粛を要請(~8/31)
31		142～157例目	
8月 1		158～176例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出 (知事部局職員の新型コロナ感染について)
2		177～195例目	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(8月2日時点)」通知を发出(延岡市・西臼杵郡圏域の県立学校における対応を通知) ・延岡市におけるクラスター認定
3		196～207例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出 (感染状況・休業要請等今後の対応について) ・県庁HPに掲載した人権への配慮を呼びかける記事に、差別防止を呼びかける啓発チラシを追加掲載し、関係者に活用を依頼
4		208～214例目	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分(休業要請等に伴う協力金等の支援)
5~6		215～235例目	

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
7	国が今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について事務連絡を発出（6つの指標）	236～248例目	
8～9		249～261例目	
10		262～263例目	・知事メッセージ発出 （夏休み・お盆の帰省について）
11～16		264～294例目	
17		295～299例目	・8/1～8/16までの休業要請等の解除 ・県・市町村と飲食業関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣言署名式を開催
18		300～318例目	・宮崎市においてクラスター認定
19～24		319～351例目	
25			・新型コロナ対策に係る市町村担当課長会議 （感染者情報の取扱い、市町村との連携強化）
26～30		352～358例目	
31		359例目	・感染症対策本部会議（第18回）及び感染症緊急経済対策本部会議（第4回）合同会議 （感染拡大緊急警報の解除、警報レベルを2に引き下げ、県境をまたぐ不要不急の往来自粛の解除、これまでの経済対策の進捗状況及び今後の取組） ・以降毎週金曜日に感染流行地域及び感染注意地域を日本地図によりホームページで更新 ・知事と市町村長との意見交換会（WEB会議） （感染拡大緊急警報、経済対策、市町村との情報共有）
9月			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
4		360例目	
11	国が11月末までの催物の開催制限等について事務連絡を発出（開催制限緩和）	361例目	
12		362～363例目	
13		364例目	・知事メッセージ発出 （警報レベルを1に引き下げ）
14		365例目	
25			・9月議会にて補正予算議決（衛生環境研究所感染症対策整備、青少年自然の家感染症対策事業等）
29			・知事メッセージ発出 （警報レベルの移行等について）

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
10月			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
9			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第6回)の開催 (事実上の第2波まとめ、季節性インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制整備)
13		366例目	
14			・本部会議(第19回)の開催 (新型コロナへの対応～事実上の第2波への対応まとめ～季節性インフルエンザ流行期への備えた発熱患者への外来診療・検査体制整備等について) ・警報レベルを1に引き上げ
20			・県、宮崎市及び宮崎市郡医師会の三者による「新型コロナウイルス感染症対策に係る協力協定」を締結 (宮崎市郡医師会病院旧施設の活用、宿泊療養施設への支援について協定) ・感染症対策室に「新型コロナウイルス感染症対策担当」を設置
22			・新型コロナ対策に係る市町村担当課長会議 (クラスター事例報告、市町村との情報共有具体例)
23		367例目	
28			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第7回)の開催 (季節性インフルエンザ流行期に備えた検査体制、入院勧告措置、第3次基本的対処方針案)
11月			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
2～3		368～371例目	
4			・知事定例会見において注意喚起(全国の感染状況を踏まえ)
5		372例目	
8		373例目	
12	国が2月末までの催物の開催制限等について事務連絡を発出(開催制限緩和維持)		
15～16		374～375例目	
17		376～385例目	・知事定例会見において注意喚起(第3波の入口)
18		386～388例目	・警報レベルを2に引き上げ
19		389～398例目	・宮崎市においてクラスター認定(1件)

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
20		399～413例目	・新型コロナウイルス対策に係る市町村担当課長会議（WEB）（現在の感染状況、介護サービス事業所等における新型コロナ対策の再徹底、ガイドライン遵守）
21		414～427例目	・本部会議(第20回)の開催 （感染状況のわかりやすい発信（毎週1回感染状況を評価）、会食時の注意喚起（みやざきモデルの徹底）、ガイドライン遵守促進（コミュニケーション会議）、重症化リスクの高い高齢者施設等への対策の再徹底） ・宮崎市においてクラスター認定（2件）
22～23		428～438例目	
24		439～448例目	・社交飲食業、飲食業、すし商、宮崎市とのコミュニケーション会議
25		449～457例目	
26		458～476例目	・県・市町村による感染防止対策会議
27		477～483例目	
28		484～490例目	
29		491～502例目	
30		503～512例目	・宮崎市においてクラスター認定（1件） ・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第8回)の開催（感染状況、県の対応方針について）
12月 1		513～520例目	・県内一斉ガイドライン点検の日
2			・本部会議(第21回)の開催 （第3波に対応するための基本的考え方、感染が急増している都道府県との不要不急の往来自粛、感染警戒区域におけるイベントでの会食等の一定の制限）

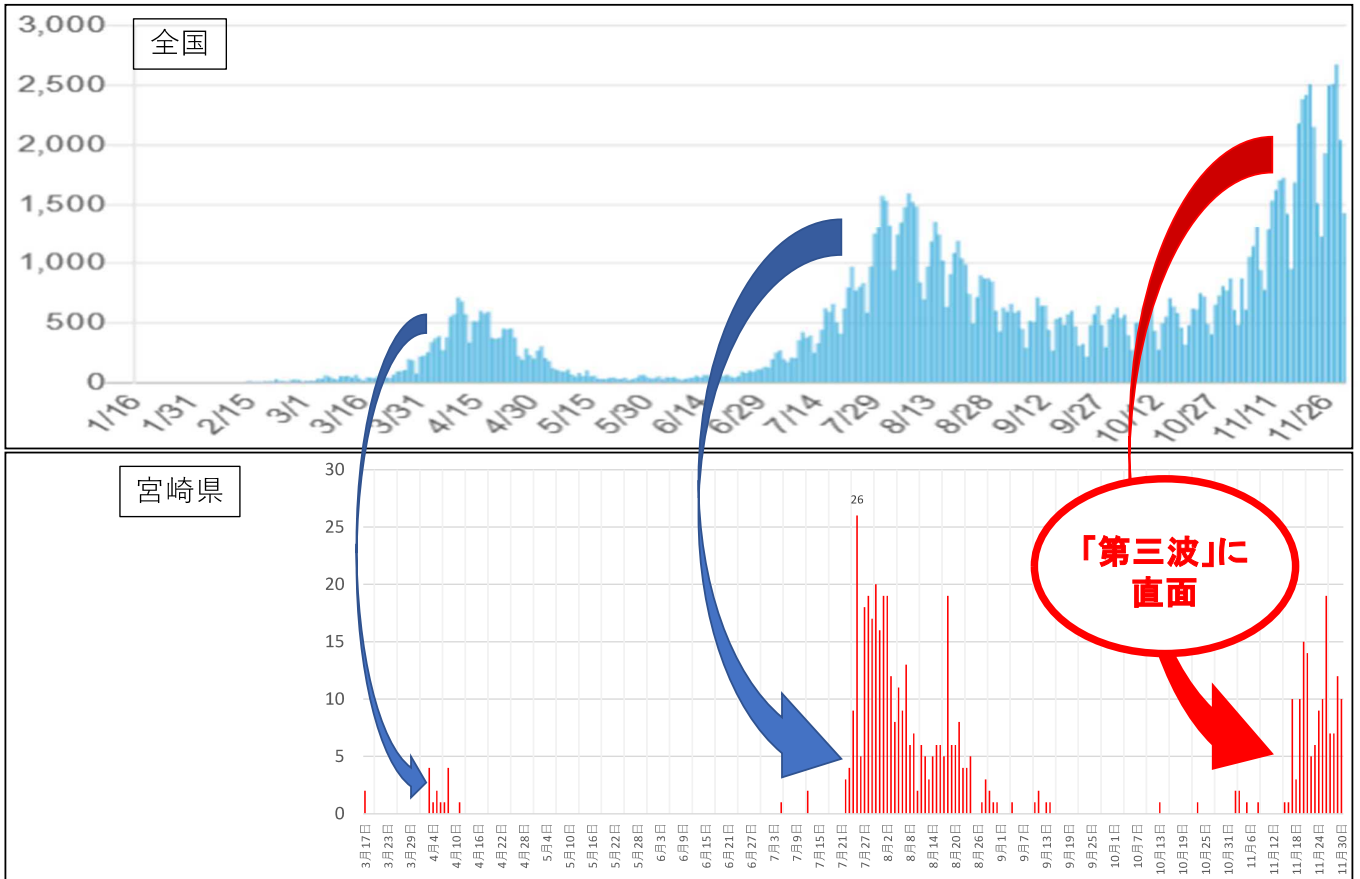
本県における相談・検査状況

（単位：件）

相談件数	一般相談	受診・相談センター	検査件数		
			陽性件数	陰性件数	
47,184	13,662	33,522	9,975	466	9,509

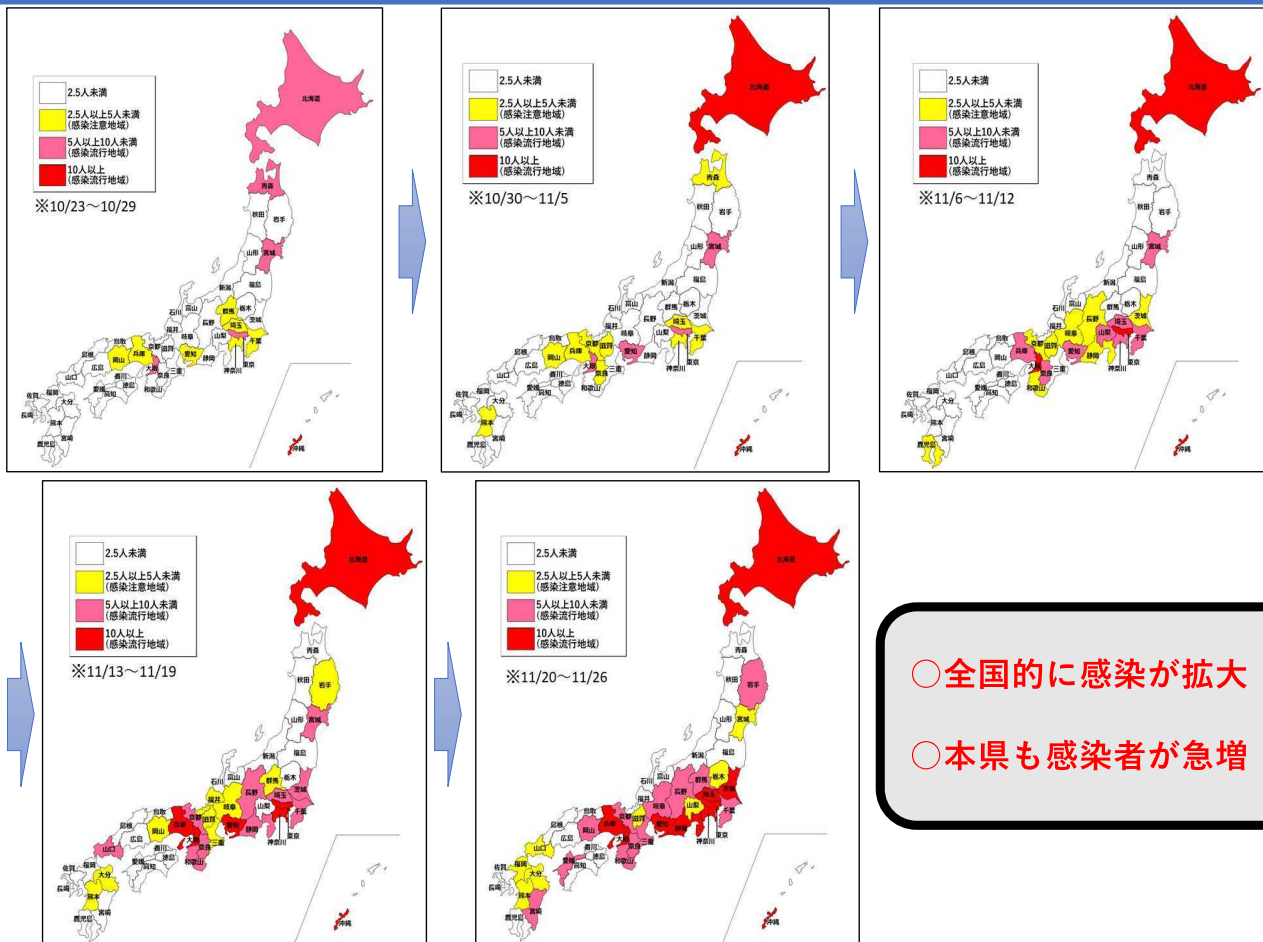
※令和2年2月5日～12月1日までの件数（宮崎市保健所分を含む）

※上記以外:保険適用検査陽性54件(2月5日～12月1日)



※これまで全国的な感染拡大とタイミングを同じくして、県内でも感染が発生、拡大

全国の直近1週間の人口10万人当たりの感染者数

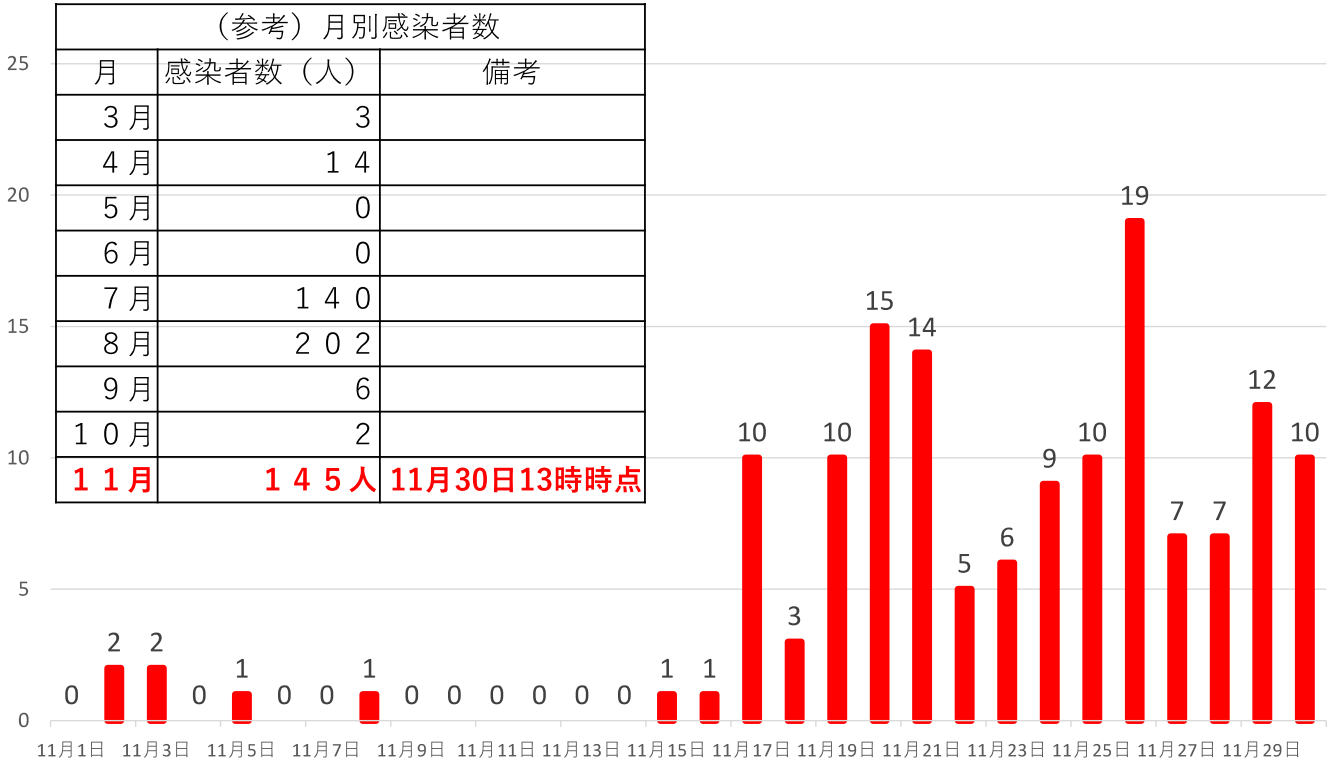


○全国的に感染が拡大！

○本県も感染者が急増！

宮崎県の11月の感染者数

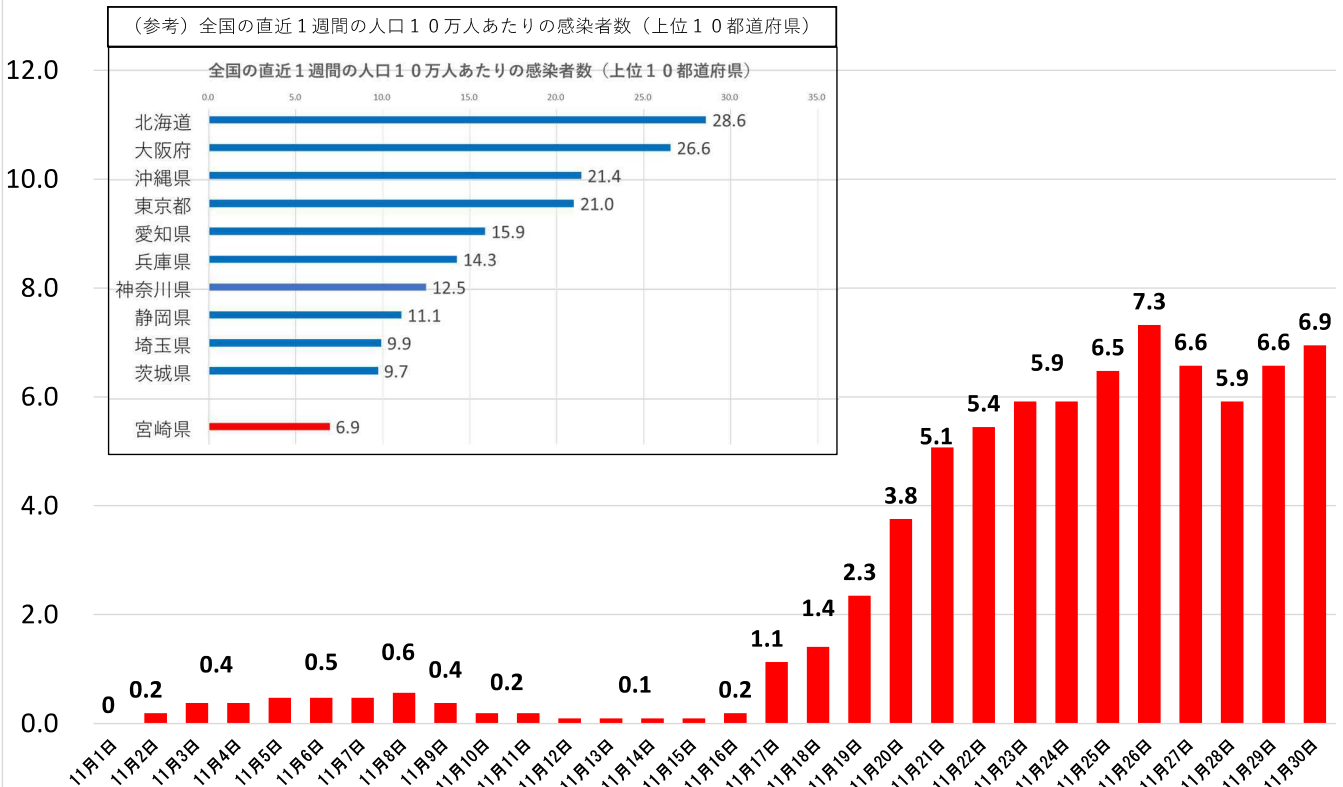
30



3

宮崎県の直近1週間の人口10万人あたりの感染者数

14.0



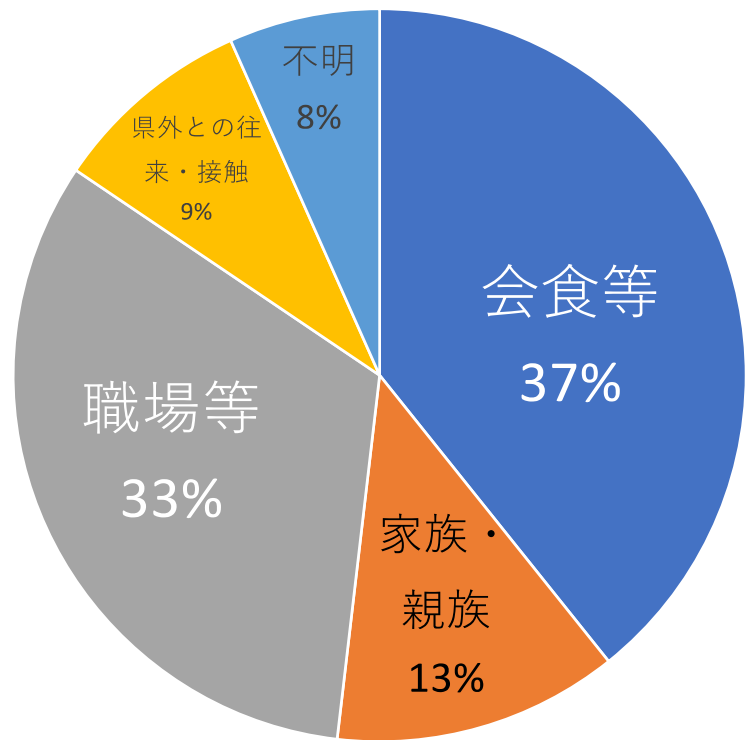
4

宮崎県において推定される感染機会の分布

分類	件数
会食等	54
家族・親族	19
職場等	48
県外との往来・接触	12
不明	12
合計	145

※ 11 / 1～30 判明分

※ 368～512 例目



■ 会食等 ■ 家族・親族 ■ 職場等 ■ 県外との往来・接触 ■ 不明

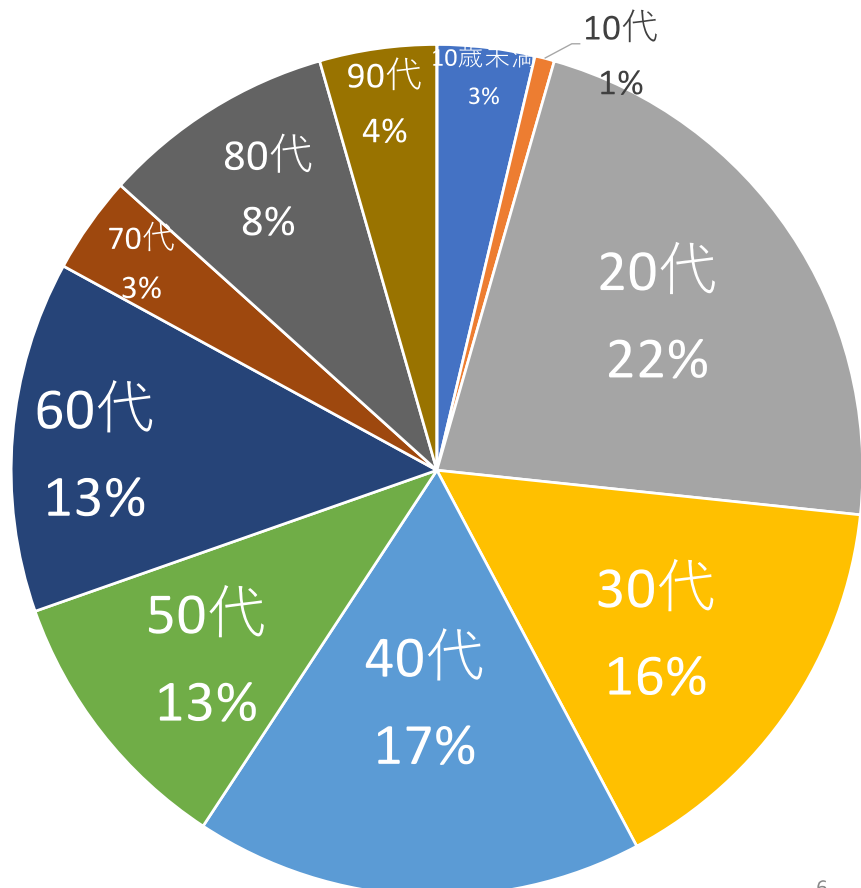
5

宮崎県における年代別のコロナ感染者割合

年齢群	人数
10歳未満	4
10代	1
20代	32
30代	23
40代	24
50代	19
60代	19
70代	5
80代	12
90代	6
合計	145

※ 11 / 1～30 判明分

※ 368～512 例目



6

令和2年12月2日短評(11/17~12/1)

1 感染者数、感染経路等

感染者は、急増しており、県内7圏域のうち、6圏域に感染が広がっているが、宮崎市・東諸県郡圏域に集中している。なお、感染経路は概ね追跡できているが、経路不明な例が増えつつある。

2 感染等の特徴

県外との往来に端を発した感染が、会食、職場等を通して拡大し、特に、宮崎市では、職場や接待を伴う飲食店、高齢者施設でのクラスターなどが発生している。

3 感染者の状況等

無症状・軽症者が多いが、重症者は少ない。

4 医療提供体制等

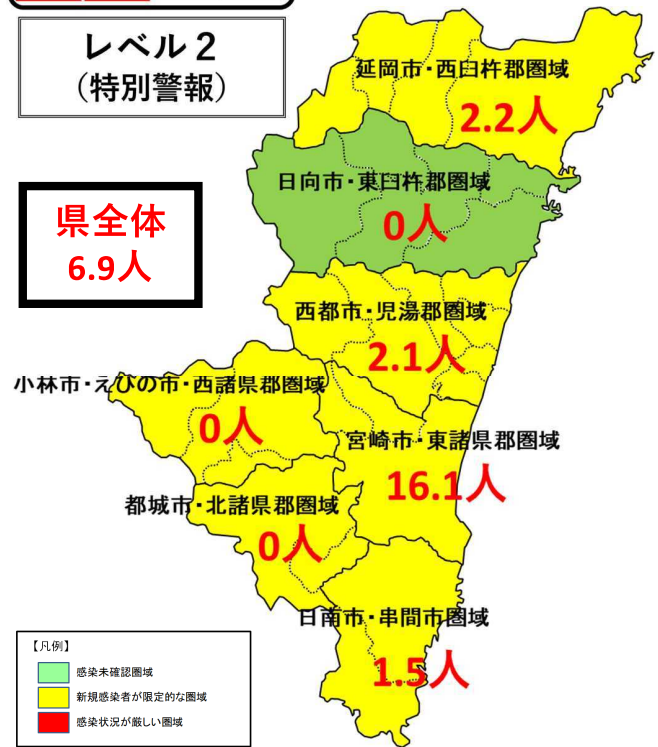
療養者数・入院者数が漸増傾向であり、本県の医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

直近1週間の人口10万人当たり感染者数



レベル2
(特別警報)

県全体
6.9人



令和2年12月1日13時現在（512例目まで）

新型コロナの実態に関する6つの指標（国分科会）

ステージ	感染段階	特徴
ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染漸増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新型コロナウイルス対策の実施に関する6つの指標を示され、この指標を基に、感染状況を4つの段階（ステージ1～4）に区分しています。

本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ2**の状況にあります。

指標		現状値	ステージ3の目安	ステージ4の目安	備考
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 (現時点の確保病床数の占有率)	病床全体 12.2%	25%	50%	・12月1日13時現在
		うち重症者用病床 6.1%	25%	50%	・11月30日現在
体監視	②療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	8.6人	15人	25人	・11月30日13時現在 ・全療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数
	③PCR等陽性率	7.1%	10%	10%	・11月19日から11月25日まで ・(保険適用検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数
感染の状況	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人あたりの感染者数)	6.9人	15人	25人	・11月24日から11月30日まで
	⑤直近1週間の感染者数と 先週1週間の感染者数の比較	11人 (直近74人) (先週63人)	直近の感染者数 > 先週の感染者数	直近の感染者数 > 先週の感染者数	・直近1週間 11月24日から11月30日まで ・先週1週間 11月17日から11月23日まで
	⑥感染経路不明割合	12.2%	50%	50%	・374例目から512例目まで

第 8 回県新型コロナウイルス感染症対策協議会（11月30日開催）における専門的議論等を踏まえ、以下の基本的考え方に基づき、今後の対応を図ることとする。

①感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を図る上で、医療提供体制や感染対策が一定程度整ってきたことや、これまでの新型コロナ対策の知見を踏まえることが重要。

◎新型コロナの性質を知り、感染の主な要因や基本的な感染対策、行動要請等の効果的な対策を分析し、県民にわかりやすく情報発信する。

②まずは、「新しい生活様式」や「ガイドライン」遵守の徹底をいかに図るかが最も重要。

◎県民へ基本的感染対策（3密回避、マスク着用、手洗い、手指消毒等）の周知徹底
◎事業者への「ガイドライン」遵守の更なる徹底。

③その上で、必要な際に行う協力要請等について、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面（会食や飛沫が飛ぶ場面）に焦点を当てた措置を優先的に講じるとともに、一律のイベント自粛や公共施設の閉鎖などはせず、社会経済活動への幅広く大きな影響が生じるような行動要請（外出自粛）は慎重に検討する（他県で発動している措置を参考に）。

◎赤圏域（感染急増）の状況に至らないよう地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るべく、オレンジ区域を設定（黄圏域内で、感染が急増している市町村単位などの区域を対象に会食等に焦点を当てた行動要請を行う）する。

◎公共施設の閉鎖は、これまでの知見等も踏まえ行動要請の対象としない。

◎以上について県の対応方針を改訂する。

④既に他の都道府県（主に都市部）が講じている協力要請等（会食人数制限、時間短縮要請等）については、国指標のステージ3を発動の目安にしているが、本県の医療提供体制等を踏まえると、感染状況の推移や速度を十分に見極めた上で、あらかじめ早急な準備を行っておくことが重要。

◎国指標のステージ3・4を目安に、県の警報レベル（感染拡大緊急警報・緊急事態宣言）を発令する。
○特に、感染拡大緊急警報については、ステージ3相当を目安とし、ステージ3に至る前の段階で総合的に判断する。

◎以上について県の対応方針を改訂する。

新型コロナの実態に関する6つの指標（国分科会）

指 標			ステージ3 の目安	ステージ4 の目安	参考 (ステージ3 の80%の値)	参考 (第2波 最大値)
医療提供体制等の負荷	①病床の逼迫具合（現時点の確保病床数の占有率）	病床全体（246）	25% (61人)	50% (123人)	20% (49人)	42%(8/8) (101人)
		うち重症者用病床（33）	25% (8人)	50% (16人)	20% (6人)	9.1%(8/4~8) (3人)
監視体制	②療養者数（人口10万人あたりの全療養者数）		15人 (159人)	25人 (265人)	12人 (127人)	14.6人（8/2） (155人)
		③PCR陽性率	10%	10%	8%	16.9% (8/18) (19/112人)
感染の状況	④新規報告数（直近1週間の人口10万人あたりの感染者数）		15人 (159人)	25人 (265人)	12人 (127人)	12.02人 (8/2) (128人)
		⑤直近1週間の感染者数と先週1週間の感染者数の比較	直近の感染者数 > 先週の感染者数	直近の感染者数 > 先週の感染者数	直近の感染者数 > 先週の感染者数	114人（7/24~30） と 7人（7/17~23）
		⑥感染経路不明割合	50%	50%	40%	11.5% (7/22~8/9)

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内の感染状況については、二次医療圏域*ごとに、新規感染者数などを目安として設定する3つの圏域区分への該当性を判断し、当該圏域における行動要請例を示す。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、いわばスポット的に、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面に焦点を当てた措置を、一定期間、講じる。
- (3) 感染区分数や国が示す指標等を目安として、県民の行動変容を促すため、警報を発令する。
- (4) 県民に対し、速やかに圏域区分毎の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐために、適宜周知広報を行う。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況と行動要請例

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○実施（国事務連絡を準用）	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施（規模縮小を含む）	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発（※2）	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○イベントにおける感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（自粛、規模縮小を含む）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発	○原則、外出自粛	○原則、中止又は延期	○感染機会の制限

※1：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

※2：圏域単位で国基準ステージ3相当になった場合において、当該圏域内の感染が急増している市町村が目安

3. 警報

(1) 県内について

表示	発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言) ・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報) ・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報) ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
	レベル1 (警報) ・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒) ・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国指標ステージ3相当以前）。

(2) 県外について

①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

4. 持続的な警戒態勢

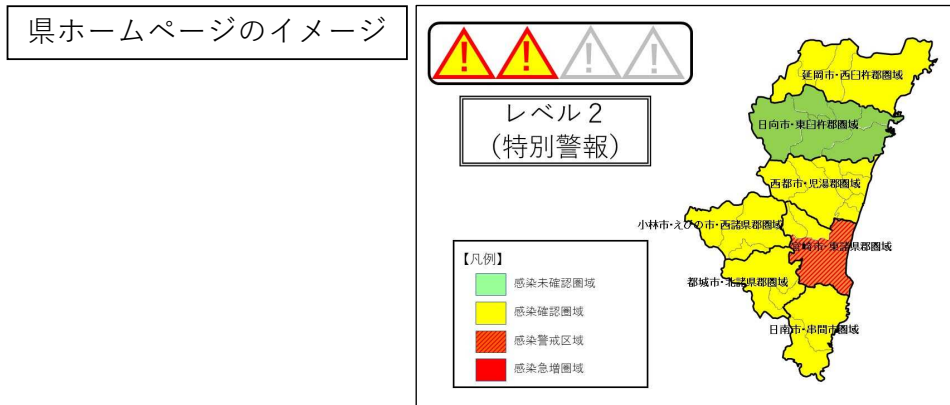
- ・ 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・ 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- ・ 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・ 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年10月14日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年12月2日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。



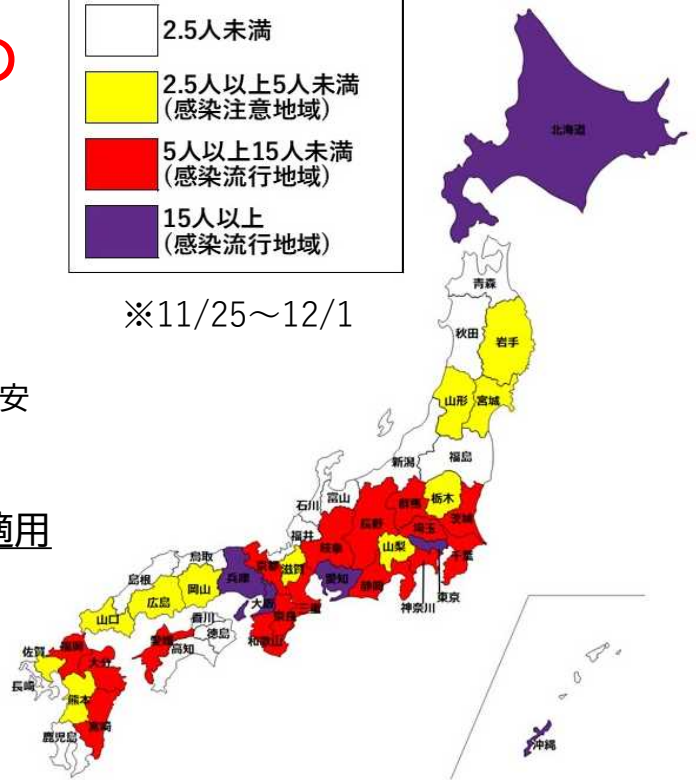
1 県民に対する要請

当面の間、次の都道府県※との
不要不急の往来の自粛

北海道、東京都、愛知県、
大阪府、兵庫県、沖縄県



※11/25～12/1



※直近1週間の人口10万人あたりの感染者数15人を目安

□周知期間を考慮し、令和2年12月7日から適用

2 オレンジ区域(感染警戒区域)の指定について

1 範囲

宮崎市

2 要請内容(宮崎市と協議)

① イベントにおける感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限

② 会食における『みやざきモデル』の強化

②-1 GoToEatキャンペーンでの人数制限(4人単位以下)

②-2 会食は2時間以内

②-3 会食(GoToEat以外)は4人以下又は収容率1/2

③ 飲食店・接待を伴う飲食店への営業時間短縮要請・休業要請

※まずは①及び②-1で2週間程度取り組むが、
感染状況を見極めて②-2から③までの要請を判断する。



3 要請期間

令和2年12月7日から概ね2週間程度(※終期は、感染状況を見極めて判断)

県民の皆様へ改めてのお願い

- 「**新しい生活様式**」の実践に努めてください。
特に、高齢者や基礎疾患がある方と接する場合は注意してください。
- 感染拡大防止のための**ガイドライン**遵守を徹底してください。
- 会食時は、**感染リスクの高い行動（大声、大人数、長時間）**を控えてください。
- 会食は「**みやざきモデル**」で。



県民の皆様へのお願い（重要）

○マスクの徹底を！

- ・会食時には「みやざきモデル」の実践を

○感染が拡大している都道府県への不要不急の旅行や帰省などの往来は、自粛を！

- ・北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県

宮崎市民の皆様へのお願い（重要）

オレンジ区域（感染警戒区域）に指定した宮崎市においては

○イベントにおける会食等の制限

○GoToEatでの人数制限（4人単位以下）

にご協力ください。

STOP!
コロナ差別

新型コロナウイルスに感染された方 医療従事者・高齢者施設の職員等 への思いやりを！

- 差別、偏見、いじめを許さない
- 正しい情報に基づく冷静な行動を

差別、いじめ等
を受けたら一人
で悩まず、相談
窓口にご相談く
ださい。

人権に関する相談窓口

- みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
電話：0570-003-110
受付：平日午前8時30分から午後5時15分まで
- 子どもの人権110番
電話：0120-007-110
受付：平日午前8時30分から午後5時15分まで
- 宮崎県人権啓発センター人権相談
電話：0985-26-0238
受付：平日午前9時から午後5時まで

12月は

**宮崎県感染拡大防止
強化月間**



インフルエンザ流行期に備えた診療・検査体制の整備について

健康増進課

1 趣旨

例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生しており、今年度は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた診療・検査体制の整備が必要である。

そこで、特定の医療機関へ患者が集中することによる医療体制の混乱を避けるため、発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関を「診療・検査医療機関」に指定し、地域で身近な医療機関（かかりつけ医等）で診療・検査を行う体制を整備する。

2 診療・検査医療機関の指定状況

指定数 348医療機関（11月16日時点）

圏域毎の指定状況

宮崎東諸県	119医療機関
日南串間	28医療機関
都城北諸県	50医療機関
西諸	36医療機関
西都児湯	36医療機関
日向入郷	30医療機関
延岡西臼杵	49医療機関
合計	348医療機関

[参考]

○ピーク時の検査需要数：約4,500件/日

○検査需要への対応方法

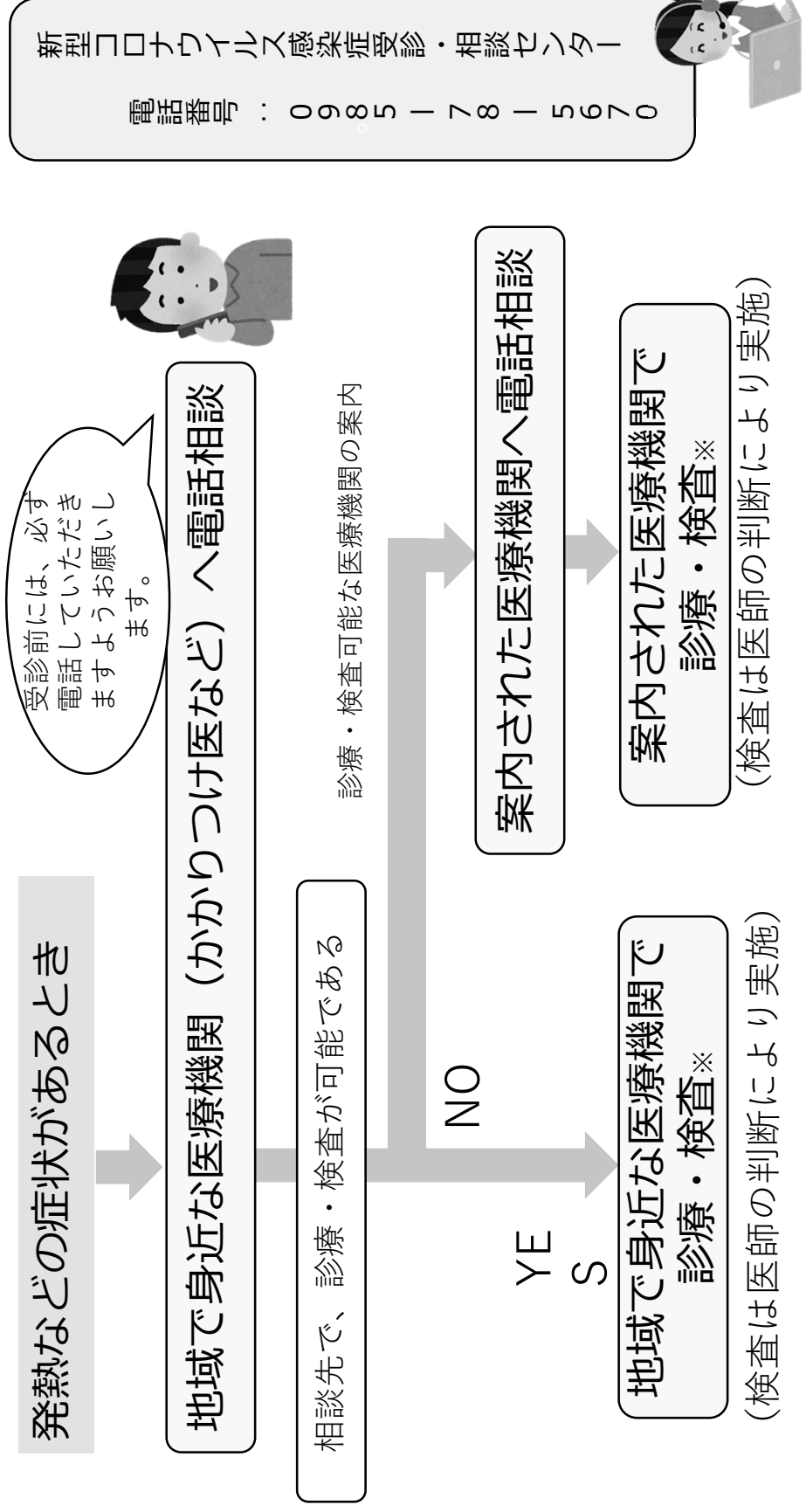
- ・行政検査（県：約200件、宮崎市：約144件）
- ・抗原検査キット（約2,000件）
- ・民間検査機関（約2,000件）
- ・検査のできる医療機関（約250件）

3 相談・受診の流れ

別紙のとおり

発熱等の症状のある方の相談・受診について

～季節性インフルエンザの流行期に備えて～



※ 受診や相談する医療機関に迷う場合は、ご相談ください。
 ※ 医療機関から当センターを案内される場合もあります。

※ 「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターなどに依頼することもあります。

県民の皆さまへ

相談・受診は、できるだけ早く、平日の昼間にお願います。

II 今年度策定・改定を予定している計画について

第4期宮崎県地域福祉支援計画の素案について

福祉保健課

1 計画策定の理由

宮崎県地域福祉支援計画は、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第108条に基づき定めているものであり、現行計画（平成28年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 計画の骨子

- (1) 基本理念
ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現
 - (2) 基本方針
 - ・ 「宮崎県総合計画」の部門別計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」として位置づけるとともに、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携や一体的展開を図る。
 - ・ 地域共生社会の実現に向けて、市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める。
 - (3) 基本目標
 - ① 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
 - ② 地域共生社会を支える多様な担い手づくり
 - ③ ともに支え合い、助け合う地域づくり
 - (4) 計画の構成
 - 第1章 計画策定の基本的考え方
 - 第2章 地域福祉を取り巻く状況
 - 第3章 基本理念及び基本目標
 - 第4章 施策の推進
- #### 4 スケジュール
- | | |
|---------|---|
| 令和2年12月 | 常任委員会に報告（素案）
パブリックコメントの実施 |
| 令和2年1月 | 第3回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会（計画案）
第3回宮崎県地域福祉支援計画ワーキングチーム会議（計画案） |
| 3月 | 常任委員会で審議（計画案）
計画策定 |

第4期宮崎県自殺対策行動計画の素案について

福祉保健課

1 計画策定の理由

宮崎県自殺対策行動計画は、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第13条の規定により定めているものであり、現行計画（平成29年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

3 計画の骨子

（1）計画の趣旨

県、市町村並びに保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体が一体となり、生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組み、県を挙げて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指していくもの。

（2）計画の強化項目

- ① 子ども・若者に対する支援
- ② 働き盛り世代の男性に対する支援
- ③ 高齢者層に対する支援
- ④ 生活困窮者等に対する支援
- ⑤ うつ病の早期発見・早期治療の促進
- ⑥ 自殺未遂者の支援
- ⑦ 市町村が行う自殺対策への支援

（3）計画の構成

- 第1章 計画策定の趣旨等
- 第2章 本県における自殺の状況等
- 第3章 今後の取組の方向性等
- 第4章 施策の推進
 - ・自殺対策を進めるための基盤の強化
 - ・一次予防（事前予防）
 - ・二次予防（自殺発生への危機対応）
 - ・三次予防（事後対応）
- 第5章 推進体制等

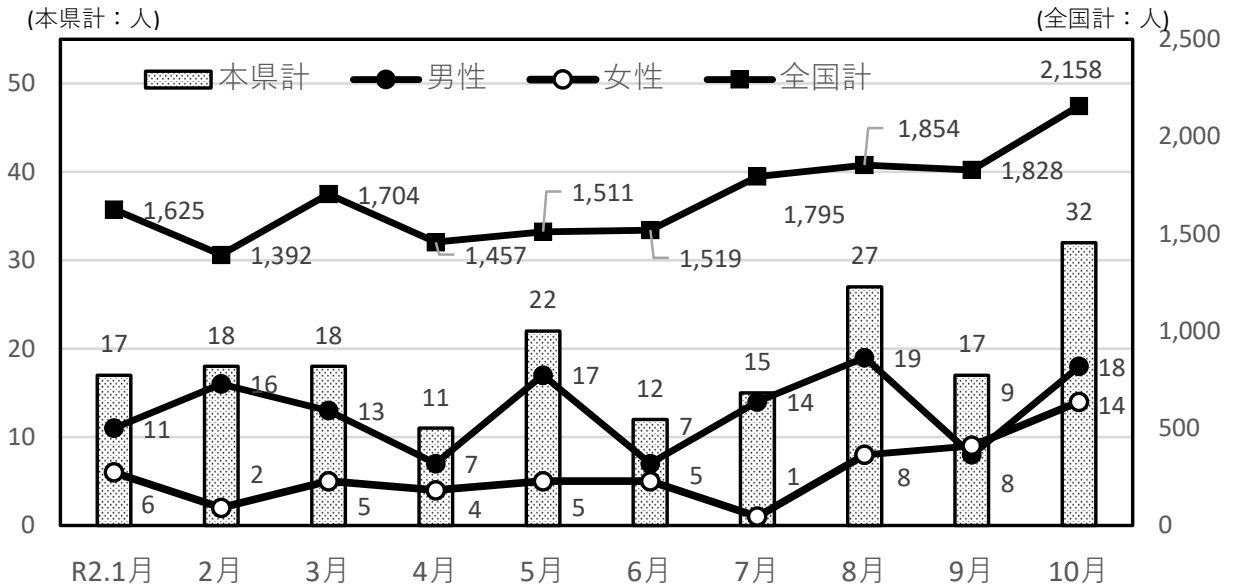
4 スケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和2年12月 | 常任委員会に報告（計画素案）
パブリックコメントの実施 |
| 令和3年1月 | 第3回宮崎県自殺対策推進協議会（計画案） |
| 2月 | 第3回宮崎県自殺対策推進本部幹事会（計画案）
第2回宮崎県自殺対策推進本部（計画策定） |
| 3月 | 常任委員会に報告（計画策定）
計画策定 |

本県の自殺の現状等について

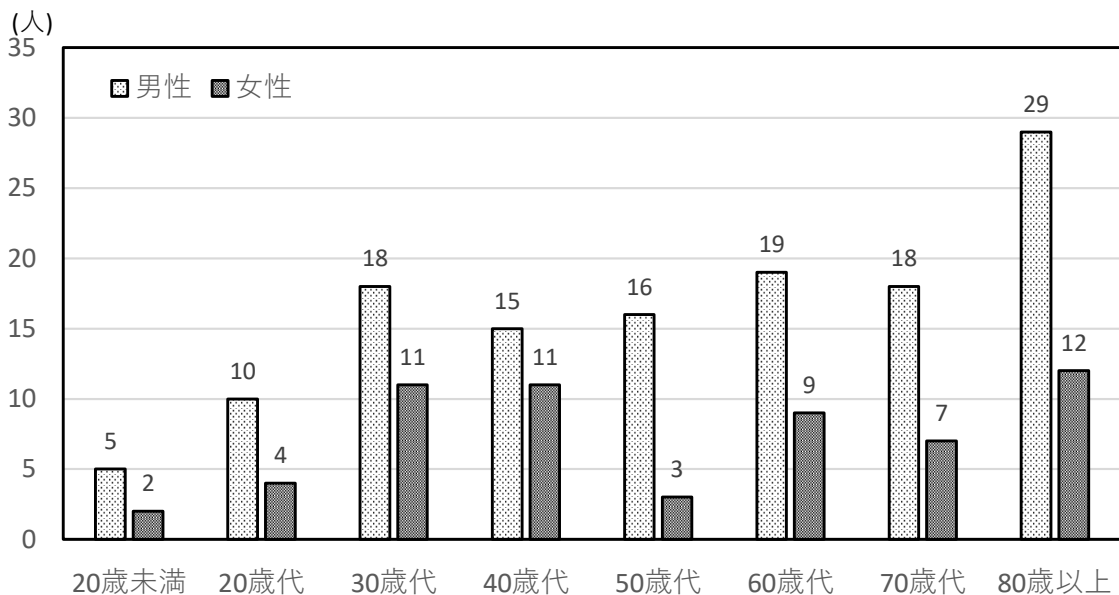
1 全国及び本県の自殺者数の推移（令和2年1月～10月）

（警察庁統計暫定値（発見日・発見地）より県作成）



2 本県の年代別男女別自殺者数（令和2年1月～10月）

（警察庁統計暫定値（発見日・発見地）より県作成）



* 1 暫定値の値は、翌月下旬に発表された値を使用

* 2 最終的な本県の自殺者数等は、厚生労働省発表の人口動態統計（自殺日・居住地ベース）の概数（令和3年6月公表）及び確定数（同9月公表）を使用

「県民一斉“声かけ”プロジェクト」※の強化等について

※ 県が通年で行う自殺予防啓発の名称です。

ご協力をお願いします

【期間】11月11日から12月31日



● 「プロジェクト」の呼びかけ強化

県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどの各種メディアやSNSを活用し、身近な方への「気づき、声かけ、見守り」を呼びかける。

● 自殺予防啓発CMの放映

悩みを抱えた方々に対して、悩みを相談する環境があること、その環境を誰でも利用できることを周知するため、テレビ、YouTube、Instagramを活用したCMを放映する。



● 「悩みごと一斉相談」の実施

法律、経済、金融、消費、労働、教育、健康などの問題や悩みに関する県内の各相談窓口について、一体的に周知を行うとともに、一斉に相談対応を行う。

宮崎県自殺予防ポータルサイト

ひなたのおせっかい



QRコードから
アクセスできます

ひなたのおせっかい

※ 「中学生」及び「高校生」を対象に、

「つながるSNS相談」を実施

11月15日から12月20日「毎週日曜日」

受付時間17:30-21:30(最終受付21:00)

LINEで“心がつながる”相談窓口

宮崎県教育委員会

つながるSNS相談

LINEを通じて誰にも知られずに、いろんな悩みを相談することができます。
なんでも気軽に相談してね!

相談する方法

右のQRコードから「LINE友だち登録」すると、
すぐに相談を始めることができます。

※LINEを使っているスマートフォンやタブレット等で読み取ってください。



相談期間(A): 2020年 9月12日(土) ~ 9月23日(水)

相談期間(B): 2020年 9月30日(水) ~ 11月8日(日) の間の「毎週水・日曜日」

相談期間(C): 2020年 11月15日(日) ~ 12月20日(日) の間の「毎週日曜日」

受付時間: 17:30 ~ 21:30 (最終受付:21:00)

文部科学省委託事業

宮崎県高齢者保健福祉計画の素案について

長寿介護課

1 計画策定の理由

宮崎県高齢者保健福祉計画（県高齢者保健福祉計画・県介護保険事業支援計画）は、老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条の規定に基づき定めているものであり、現行計画（平成30年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの宮崎県高齢者保健福祉計画（第9次県高齢者保健福祉計画・第8期県介護保険事業支援計画・第1次県認知症施策推進計画）を策定するものである。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

3 計画の骨子

（1）基本目標

「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりをめざして～地域包括ケアシステムの深化・推進～」とする。

（2）計画の構成 ※下線部分が主な変更点

I 総論

- 第1章 計画策定に当たって
- 第2章 高齢化等の状況
- 第3章 計画の基本的な考え方

II 各論

- 第1章 人材確保・定着の取組強化
- 第2章 介護予防・地域づくりの取組の推進
- 第3章 認知症施策の総合的な推進
- 第4章 介護サービス基盤の充実
- 第5章 高齢者が活躍する社会の推進
- 第6章 計画の推進

圏域編

4 スケジュール

第3四半期	<計画素案について> ○市町村ヒアリング（サービス量の見込み等）（10/14～29） ○宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議で検討（11/5） ○高齢者保健福祉圏域における調整（11/17～19） ○パブリックコメントの実施（11/24～12/23） ○ <u>常任委員会に報告</u>
第4四半期	<計画案について> ○宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議で検討（1月上旬） ○宮崎県高齢者対策推進会議で検討（1月中旬） ○2月定例県議会に議案提出 ○常任委員会で審議 ○計画策定

第6期宮崎県障がい福祉計画（第2期宮崎県障がい児福祉計画）の素案について

障がい福祉課

1 計画策定の理由

本計画は、障害者総合支援法（※）第89条の規定に基づき定めているものであり、第5期計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が満了することから、令和3年度からの第6期計画を策定するものである。

また、児童福祉法により策定することとされている「宮崎県障がい児福祉計画」についても、同法第33条の22の規定に基づき、第6期障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

本計画は、障害者総合支援法の基本理念である「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念とする。

（2）基本方針

本計画は、国の基本指針を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスが地域において計画的に提供されることを目的として策定するものである。

（3）基本目標

本計画は、「宮崎県障がい者計画（平成31年3月策定）」における障害福祉サービスの整備等に係る実施計画として位置付け、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」を基本目標とする。

（4）計画の構成

- ① 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等
- ② 令和5年度の数値目標の設定
- ③ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の必要見込量並びにその確保のための方策
- ④ 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組
- ⑥ 県地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑦ 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

4 スケジュール

第3四半期	<計画素案について> ○宮崎県施策推進協議会で検討（10/16） ○常任委員会に報告
第4四半期	○パブリックコメントの実施 <計画案について> ○常任委員会に報告 ○計画策定

第3次宮崎県動物愛護管理推進計画の素案について

衛生管理課

1 計画改定の理由

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第5条で規定される「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、都道府県が策定するものであり、本指針が令和2年4月に改正されたため、本計画を改定するものである。

2 計画の期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

3 計画の骨子

（1）計画の趣旨

県民ひとりひとりの中に、動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させることにより、適切な動物の愛護及び管理の基盤となる県民共通の理解を形成することで、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図る。

（2）計画の構成

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

- 計画策定の趣旨、計画期間と進行管理
- 宮崎県の動物愛護管理の現況
- 各種施策推進の中核拠点としての動物愛護センターの活用 等

第2章 課題と具体的な取組

- 「動物の適正飼養管理の推進」
- 「動物愛護の普及啓発と定着」
- 「県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築」

以上の3つの基本方向のもと、“動物の飼養者等”や“県民”に対する普及啓発等を含む13の具体的な取組を実施

第3章 目標設定と進捗状況管理

- 動物愛護管理推進目標の設定
 - ・ 犬及び猫の殺処分数の削減
 - ・ 犬及び猫の返還・譲渡率向上
 - ・ 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数の確保
 - ・ いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数の拡大
- 進捗状況管理

4 スケジュール

令和2年12月	常任委員会に報告（計画素案） 市町村動物管理業務担当者会議の意見聴取 パブリックコメントの実施
令和3年	
1月	動物愛護推進協議会の意見聴取（計画案）
3月	常任委員会に報告（計画案）
4月	推進計画改定施行